

令和5年度 下関市地域公共交通協議会（第1回）
議事録（概要版）

令和5年5月11日（木）10：00～

下関市役所 本庁舎西棟5階 大会議場

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

（1）下関市地域公共交通協議会規約（案）について

事務局（交通対策課）：

「下関市地域公共交通協議会規約」は、現行の「交通会議」と「活性化再生法に基づく法定協議会」の2つの会議の目的を達成するため、「下関市地域公共交通会議設置要綱」を廃止し、会議の運営に必要な事項を定めるものです。

第1条の「目的」では、地域公共交通活性化再生法に基づく「法定協議会」として位置づけており、第2条では、協議会の実施事項として、地域公共交通計画の作成に関するなどが謳われております。

第3条では、協議会を組織する委員で、「山口県観光スポーツ文化部」を追加しております。

第4条では、役員に「監事2人」を追加しております。

第6条第3項では、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとします。

第8条では、事務局を置くこと、また、この運営に関する必要な事項は、会長が別に定めることを明記しております。

第9条では、協議会の予算等、財務に関する必要な事項は、会長が別に定めることを明記しております。

第10条では、協議会の委員及び関係者の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定めることを明記しております。

事務局（交通対策課）：

議事（1）について、承認ということによろしいでしょうか。

拍手をもってご承認をお願いいたします。

<委員拍手>

(2) 下関市地域公共交通協議会の役員について

事務局（交通対策課）：

「下関市地域公共交通協議会規約」第4条により、会長1名、副会長1名、監事2名の選任を行います。会長の選出ですが、自薦、他薦は問いません。

委員A：

杉浦委員を推薦します。

事務局（交通対策課）：

ただいま、杉浦委員の推薦がありました。

拍手をもってご承認ください。

<委員拍手>

事務局（交通対策課）：

副会長について、推薦される方はいませんでしょうか。

会長：

これまでの「下関市地域公共交通協議会議」では、連合自治会長が、副会長をされていまして、引き続き業界の枠にとらわれない、中立的な見地から、連合自治会を代表した、内山委員を推薦いたします。

事務局（交通対策課）：

拍手をもってご承認ください。

<委員拍手>

事務局（交通対策課）：

監事2名については、「下関市地域公共交通協議会規約」第4条第4項により、会長が任命することとしております。

会長：

下関商工会議所の中尾委員と下関市建設部の伊南委員を任命させていただきます。

<中尾委員、伊南委員承認>

事務局（交通対策課）：

当協議会の会長は「杉浦委員」、副会長は「内山委員」、監事は「中尾委員」と「伊南委員」とさせていただきます。

（３）下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）について

事務局（交通対策課）：

下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）について、「協議会」の事務局に関し、必要な事項を定めております。事務局の所管事務、職員、専決事項、文書の取扱い等を明らかにしております。下関市地域公共交通協議会会長之印を設け、その取扱いについて明らかにしております。

会長：

議事（３）について、承認ということよろしいでしょうか。
拍手をもってご承認ください。

<委員拍手>

（４）下関市地域公共交通協議会財務規程（案）について

事務局（交通対策課）：

「協議会」の財務に関し、必要な事項を定めております。財務に関する取扱いについて明らかにしております。

委員B：

下関市地域公共交通協議会において、財務に関する取扱いを設けたのはなぜですか。

事務局（交通対策課）：

当協議会からお金を扱うことになり、規程を設けることとしております。

会長：

議事（４）について、承認ということによろしいでしょうか。

拍手をもってご承認ください。

<委員拍手>

（５）下関市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）について

事務局（交通対策課）：

「協議会」の委員及び委員以外の者の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めております。報酬の金額及び費用弁償の算出根拠を明らかにしております。無報酬の委員は、行政機関等の職員のほか、交通事業者及び申し出のあった者としております。

会長：

議事（５）について、承認ということによろしいでしょうか。

拍手をもってご承認ください。

<委員拍手>

（６）令和５年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）について

事務局（交通対策課）：

令和５年度の事業計画案についてです。第１回下関市地域公共交通協議会は本日開催となります。来月６月末に第２回の交通協議会を開催し、「市生活バスの地域内フィーダー系統確保維持計画について」などについて、ご審議いただきます。９月～１１月頃に、「地域公共交通計画の策定業務」の中間報告として、「公共交通の現状と課題」や「交通計画の基本方針」などについて、説明いたします。１月頃に、地域公共交通計画の素案について、説明・協議し、２月に、パブリックコメントの募集を予定しており、３月には、地域公共交通計画案について、説明いたします。令和６年度に、「下関市地域公共交通計画」を策定・公表を行う予定とし

ており、令和6年度以降に、現行の「下関市地域公共交通再編実施計画」について、必要に応じて見直しを行います。

令和5年度の予算案について、歳入は、下関市より負担金として、1,820万円の収入があり、歳入の合計は、1,820万円となります。

歳出は、運営費のうち会議費18万2千円、事務費1万8千円、事業費に、地域公共交通計画策定業務として1,800万円歳出の合計1,820万円となります。

会長：

議事（6）について、承認ということによろしいでしょうか。

拍手をもってご承認ください。

<委員拍手>

（7）令和5年度下関市地域公共交通計画策定業務の発注について

事務局（交通対策課）：

「1. 下関市の公共交通の概況」についてです。

バス交通については、主に下関や、市役所、新下関駅などを中心として、図面の赤色に着色した箇所サンデン交通株式会社が運行しております。市外の長門市、美祢市や山陽小野田市への広域路線も運行しております。運行路線本数は135系統あり、そのうち約9割が赤字の状況です。

豊浦、豊北、豊田地域にて、図面の青色に着色した箇所ブルーライン交通株式会社が運行しており、運行路線本数は29系統あります。ブルーライン交通株式会社の運行については、路線バス事業者が運行を廃止した路線の代替措置として、市がブルーライン交通株式会社へ依頼して運行しております。

菊川、豊田、豊北地域で運行しており、図面の緑色で着色した箇所は、市生活バスが自家用有償運送にて運行しております。うす緑色で着色したエリアでは、予約制のデマンド運行をしております。市生活バスは、13系統あります。市生活バスは、1日に3、4便程度の運行で、夜間、日曜日は運行していません。路線バスに比べると、運行本数は非常に少ないものです。

鉄道では黒、白と青、白の破線で示したものが、それぞれJR山陽本線、山陰本線と山陽新幹線です。航路では地図の左下付近の蓋井島と六連島との連絡船を示しております。

路線バスのコロナ前の令和元年度から、令和4年度の3月までの、月ごとの詳細な状況についてです。

サンデン交通株式会社の状況ですが、令和元年度の2月頃から新型コロナウイルスの影響が出ており、それ以降の年度については、利用者は、コロナ前である令和元年度と比べ、大きく減少していることがわかります。令和4年度は、令和元年度に比べ、未だ8割程度しか回復しておりません。令和3年度と比べると、ほぼ同程度の利用状況です。

ブルーライン交通では、令和4年度は、灰色の令和元年度と比べ、約4分の3程度しか回復しておりません。また、青色の令和3年度に比べると、約9割程度の利用状況です。

市生活バスです。令和元年度に比べ、未だ約9割程度しか回復しておりません。令和3年度に比べると、ほぼ同程度の利用状況です。

いずれのバス交通においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う行動制限などの影響を受け、バス利用者は減少しており、その行動制限が緩和されても未だコロナ前の利用者数まで回復できてない状況です。コロナ前の状況に戻るには、厳しい状況となっております。

現在の計画等の策定経緯、進捗状況についてです。

本市の公共交通は、自家用車の普及や人口減少などにより、利用者が減り、収益の悪化から公共交通の維持が困難な状況となっております。公共交通は、市民の生活に必要な移動手段であり、将来にわたり、維持・確保していく必要があるため、公共交通のマスタープランとして平成30年3月に「下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）」を策定しております。利用実態に基づいた路線の見直しや、車両の小型化、収益改善などにより、運行の効率化と利便性向上、また持続可能な路線網とサービスの確立を目指し、令和2年8月に「下関市地域公共交通再編実施計画」を策定しております。

「2. 下関市の公共交通の課題」についてです。

人口減少や高齢化の進行、過度な自動車への依存により公共交通の利用者は減少傾向にあります。利用者減少は交通事業者の収益低下を招き、廃止や減便が進み、さらに利用者の減少を招くという悪循環に陥っております。このままでは、市民の移動手段を確保することがますます困難となります。利便性の高い公共交通サービスを安定的に供給するには、誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供と、公共交通の経営の健全化・安定化の両立が必要となります。「下関市総合交通戦略」や「再編実施計画」に基づき、路線バスの再編を進めておりましたが、コロナ禍の影響により、「密」となる状況を避けた行動や、テレワークやリモート会議の導入が進むなど、市民の生活意識や行動も変化しており、計画の抜本的な見直しが必要であると考えられます。

社会情勢の変化をしっかりと踏まえたうえで、人口が減少しても、どのような方

でも、利便性が高く、住みやすい街であり、人々がいつまでも住み続けられる街であるために、まちづくりに合った持続可能な公共交通を構築するため、現在の計画を見直し、新たに地域公共交通計画の策定に着手し、解決策を模索してまいります。

「3. 持続可能な公共交通の構築に向けて」ですが、地域公共交通計画の策定の方向性として、ひとつ目は、持続的な公共交通の維持・確保のために、公共でできることも限界があることから、民間が独自に実施するもの、また地元が主体となって実施するものなど役割分担を示したいと考えております。鉄道、バスといった既存の公共交通サービスを最大限に活用しながら、路線バスとは異なる、多様な交通モードについても検証し、それぞれの役割分担についても検討いたします。

ふたつ目は、都市全体を見渡した効率的、合理的な公共交通網の形成としまして、合理的な公共交通網の形成について検討いたします。

三つ目は、利便性の高い公共交通サービスを安定的に供給するために公共交通事業者の経営の健全化・安定化について検証します。

四つ目は、利用環境の改善による利用促進を図ります。

五つ目は、鉄道やバスなどの公共交通サービスを受けることが困難な交通不便地域にお住まいの方々などの移動手段の確保についても検討いたします。

6月中に業務契約の締結を行い、途中の節目には、この協議会に協議・説明したいと考えております。

最後に、この業務を進めるためには、市民のご理解を得ながら進めることが重要であると考えております。本計画策定する過程のなかで、段階的に進捗状況などを丁寧に説明してまいります。

委員C：

公共交通事業者の経営の健全化、安定化について、具体的な方法や考え方があるのでしょうか。

事務局（交通対策課）：

健全化、安定化につきましては、委託業者が業務受注をされて以降に、交通事業者と調整し、検証していきたいと考えております。

委員B：

現行の下関市地域公共交通網形成計画の計画期間は、令和10年3月までですが、この計画は何年度で終わると想定されていますか。

事務局（交通対策課）：

下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）は、平成30年から令和9年度までの計画期間としており、今は概ね半分を終えた段階であることから見直しを行うこととしていますが、基本的には令和9年度までを見据えて、見直しを検討していきたいと考えております。

会長：

既存の計画は、前倒しで終わらせて新しい計画になるのか、それとも、既存計画とこれから策定する計画が並行する期間があるのでしょうか。

事務局（交通対策課）：

現計画を継承する内容はそのまま継続し、見直した内容は更新することになります。これに伴い、「下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）」から「下関市地域公共交通計画」に名前を変えていくこととなります。

会長：

議事（7）について、承認ということによろしいでしょうか。
拍手をもってご承認ください。

<委員拍手>

会長：

以上を持ちまして、第1回下関市地域公共交通協議会を終了いたします。

5 閉 会